

## 伊方原発をとめる会 様

令和6年2月19日に提出のあった御質問に回答します。

問1 能登半島地震では、被災後も長く、避難所や車、壊れた家で過ごす人々の姿が報じられています。原発の過酷事故が起これば屋内退避などできず被ばくにさらされる危険が鮮明になりました。知事が稼働の同意を撤回すれば原発を停止できます。同意撤回の必要があると思われませんか。もし撤回すべきと思われない場合はその理由と事情を示してください。

回答：伊方3号機の再起動については、新規制基準に基づく国の審査結果や、四国電力に要請した国の基準を上回る独自の追加安全対策への対応状況など、何よりも重要な安全性の確保についてしっかりと確認した上で最終判断したものであり、その判断を撤回する考えはありません。

また、万一の原子力災害に備え、県では、放射線防護対策施設の整備、県道や町道の避難経路の離合困難箇所の解消等に取り組んでいるほか、毎年原子力防災訓練では、複合災害にも対応できるよう陸海空のあらゆる手段を活用した住民避難訓練を実施しており、今後とも訓練による検証・改善を積み重ね、防災対策の実効性向上に不断に取り組むこととしています。

問2 志賀原発は能登半島地震の震源から65kmほどでした。伊方原発は原発の直前に中央構造線活断層帯があり、震源との距離が6kmあるいは南傾斜の場合はもっと短い可能性があります。2.2秒以内に強烈な地震波が到達し、制御棒が挿入されない事態すら危惧されます。知事は、震源からの距離という点では伊方原発が福島第一原発、志賀原発以上に危険な位置にあると認識されていますか。

回答：伊方発電所の沖合約8kmを通る中央構造線断層帯については承知しているが、原子力規制委員会において、当該断層帯に、別の断層帯に区分されている別府-万年山断層帯を加えた全長480kmが連動して動く厳しいケースも想定して、伊方3号機の耐震安全性に問題のないことが確認されており、県の伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会でも、同様の結論を得ています。

なお、制御棒については、基準地震動に相当する地震波を受けた場合においても、規定時間以内に適切に挿入されることが、新規制基準適合性審査において確認されています。